

真実を伝える
組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

第8次ストライキ決行！ 日本IBM・キンドリルジャパン 減らされた1回分の賃上げ実施を拒否

1回減らされた賃上げ

会社	2019年	2020年	2021年	2022年
日本IBM	▲ 9/1 (0.5%)	△ 9/1	▲ 5/1 (0.5%)	△ 9/1
キンドリルジャパン			△ 9/1	▲ 7/1 9/1 (1.8%)

△: 見送られた賃上げ
(会社による就業規則違反)
▲: 実施された賃上げ
(組合推定平均賃上げ率)

22秋闘において、日本IBM、キンドリルジャパン両社は、組合が9月21日に提示した秋闘1次要求への会社回答で、就業規則通りに実施されなかった2022年9月1日付賃上げを実施しない旨回答しました。

これでも両社ともに（キンドリルジャパンは会社分割前後にわたり）、2020年から、9月1日付賃上げを実施しないという就業規則違反を3年連続で行い、「3年に3回」あるべき賃上げを2回に減らしたことになります。（上図参照）

そして、これを受けた10月5日の団体交渉でも、日本IBMはこの減らされた1回分の賃上げ実施を拒否しました。理由は、今年の7月1日付賃上げが2022年度分の賃上げであり、9月1日付賃上げを前倒し実施したものである、ということでした。よって組合は、両社が減らされた1回分の賃上

キンドリルジャパンは、シニア賃上げで前進回答

10月14日の団体交渉では、秋闘1次要求に対するキンドリルジャパンの在宅勤務関連手当での前進回答（かいな前号参照）を受けて、その組合要求への不足部分についても協議しました。会社は、在宅勤務手当（月額8000円、日額400円相当の要求に対し月額2000円）、自宅環境整備手当（一時金5万円の要求に対し300米ドル相当）ともに上積みしない旨回答しました。

その後、週末はさんだ10月17日、キンドリルジャパンは、シニア契

約社員の給与（現在は月給17万円、年収204万円）を、2023年1月より月給19万円、年収28万円に賃上げすることを書簡で回答してきました。組合はこの賃上げ回答を、まだ十分ではないものの、前進回答として評価しています。

明らかなのは、キンドリルジャパンのこれら一連の前進回答には、交渉姿勢の日本IBMとの違いがはっきりと見て取れることです。

従業員代表選挙に関するお願い

今年も従業員代表選挙が公示されました。従業員代表選挙で、ラインマネジャーからの立候補依頼、特定候補者への投票依頼などにあわれた方は、是非、組合トップページ（JMITU IBMで検索）の上部にある「従業員代表選挙不正行為通報」ボタンを押して、情報をご提供下さい。

22秋闘

他方で分かれる両社の交渉姿勢 キンドリルジャパン、シニア賃上げで前進回答



東京地評全労連加盟 単産地域評議会

東京地評・全労連加盟単産地域評議会は10月23日、第5回定期総会を全労連会館で開催しました。定期総会にはJMITUをはじめ評議会に所属する単産（産別組合）の代表が参加しました。

まず冒頭に、当評議会の荻原議長が挨拶し「働く者の切実な要求を前進させるために政治を変えなければならない」と呼びかけました。続いて、全労連の黒澤事務局長が「組合は子育て世代の要

最後に役員選挙が行われ、評議会議長に矢吹義則さんが新任され閉会しました。

22秋闘回答確約交渉を実施

JMITU東京地本南地区協議会は10月27日、日本IBMとキンドリルジャパンに対し秋闘回答確約交渉を実施しました。交渉に対応した両社の人事担当者に対し、10月26日に組合が提出した秋闘2次要求に11月9日の回答指定日に誠実に回答するように要請しました。要請内容の一部を紹介します。

・経営者はどんな経営環境であろうと、責任を持つ労働者のくらしを守る

・経営者が職場のがんばりにこたえ、労働組合の要求を正面から受け止め、その実現に努力すること。それが労働者のやる気を引き出し、労使関係を前進させ、企業の将来展望を切り開く力となること。

・賞与への考課査定、能力主義配分、業績変動などの導入は行わないこと。これらの導入は、企業の都合を一方的に押し付け、労働者のくらしを無視することになること。



裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

AI 不当労働行為事件	11/29(火) 14:50	都庁第一庁舎南1階集合
定年後再雇用不当労働行為事件	11/29(火) 14:50	都庁第一庁舎南1階集合
定年後再雇用賃金差別裁判	12/22(木) 16:00	東京地裁510号法廷

年金制度が

持たなくなってきた65歳までの雇用確保措置の次に、70歳までの就業確保措置が努力義務化されたのは2021年4月である▼65歳までの日本IBMのシニア契約社員制度は有名で、いろいろな組合の人と会うたびに皆がシニア契約社員に年収204万円は少なすぎると感想を漏らす▼イコールオアベター（賃金は同業他社以上）という言葉を知っている従業員はまだいるだろうか。年収204万円ではイコールオアベターどころか、大企業としては日本でワーストクラスだろう。さらに年収は204万円です。上げはない▼これから出てくる70歳までの制度もまた、年収の低さで日本を代表するものになるのだけはやめてほしい▼従業員の皆さん、組合に結集し、自身の定年後再雇用時の年収を引き上げようではありませんか。





金属機械反合闘争委員会は10月27日、東京都内で第287回金属反合共同行動（一日行動）を展開しました。昼休みには日本IBM・キンドリルジャパン本社前で宣伝行動（写真左）が行われ、定年後再雇用争議とAI不当労働行為争議を解決しようと多くの支援者が集結しました。

職場改善進むキンドリル

本社前宣伝行動では、最初に主催者挨拶として金属反合闘争委員会の生熊茂実委員長は「日本IBM支部は、労働条件の改善と賃上げのために8回のストライキを決行してきた。その結果、変化が生まれている。キンドリルジャパンでは団体交

金属反合共同行動&JMITU中央行動 争議を早期全面解決し賃上げを行え

渉の中で定年後再雇用の賃金を改善する回答をしてきた。金額は低いが変えようとする意思を感じる。さらに在宅勤務手当、自宅環境整備手当の支給が開始された。それに対し日本IBMは何も改善していない」と日本IBMの姿勢を批判しました。行動後の要請行動では日本IBMとキンドリルジャパンそれぞれの社長宛に要請書を手渡し、争議の早期全面解決と賃上げを要請しました。

ノバ・バイオメディカル支部が初めて行動に参加

今回の金属反合共同には、結成されて間もないノバ・バイオメディカル支部が初めて参加しました。ノバ・バイオメディカル(株)は、米国に本社がある医療機器を製造・販売する企業です。当社では、新機種クレ

JMITU中央行動

JMITUは10月29日午後「22秋闘勝利！物価高騰から労働者のくらしと中小企業をまもる」を実施しました。厚生労働省前行動に始まり、国会請願行動、参議院議員会館で院内集会、最後に厚生労働省と中小企業庁と交渉を行いました。

組 合 なん だ も 相 談 窓 口				
会社名	事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
IBM	箱崎	T S D L I S E L	大岡 義久	03-3808-5175
Kyndryl	箱崎	オペレーションズ	杉野 憲作	080-5915-6550
IBM	大宮西	T L S C E	佐久間 康晴	080-5915-7817
Kyndryl	幕張	D e l i v e r y	藤井 克己	080-5915-0806
IBM	大阪	T L S	河本 公彦	080-5915-5204
IBM	大阪	コンサルティング	西尾 光平	080-6706-1660
事務所 連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/			
注)	上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)			
東京法律 事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)			
旬報法律 事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)			
桜木町 法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中央区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503			
ほづみ 法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号			

22秋闘 IBM秋闘2次要求の紹介 重点要求以外の要求より

組合は、秋闘1次要求に続き、10月26日に秋闘2次要求を日本IBMに提出しました。回答指定日は11月9日です。

この秋闘2次要求は、1次要求から継続する重点要求に、職場のさまざまな労働条件の改善を求める詳細要求を加えた要求文書です。以下に詳細要求から主要な要求のいくつかをご紹介します。



シニア契約社員の労働条件に関する要求

パート有期雇用労働法

は定年後再雇用の契約社員であつても正社員との差別が無いよう合理的な処遇をするよう定めています。組合は、パート有期雇用労働法の趣旨に従い、シニア契約社員の労働条件に関して以下を要求しています。

- ①賃金に関する要求
- ・シニア契約社員も賃上げをすること。
- ・シニア契約社員の月額給与を正社員との差別が無いよう合理的な水準にすること。
- ②賞与に関する要求
- ・シニア契約社員にも賞与を支給すること。
- ・シニア契約社員の賞与を正社員との差別が無いよう合理的な水準にて支給すること。
- ③福利厚生に関する要求
- ・シニア契約社員もリロクラブ等の福利厚生を正社員との差別が無いよう利用可能にすること。

労働時間管理に関する要求

2017年10月24日に「適正な勤務・健康管理の徹底について」が発表されましたが、実態は変わりません。

組合は、時間外勤務（または、出退勤時刻）を実績通りに入力できなかったり、時間外労働時間の過小入力やラインマネジャーにより強要されている実態を看過できません。よって、以下を要求しています。

- ①ラインマネジャーは、プロジェクトに参画している部下の勤務管理が適正に行われていることを確認し、時間外労働時間の過小入力を強要しないこと。また、ラインマネジャーは、プロジェクトに参画している部下がDPEなどプロジェクト側から時間外労働時間の過小入力を強要されている

場合は、強要をやめさせること。

- ②コスト・オーバーランを起こしたプロジェクトの工数を確保するため、会社としてプロジェクトコストを補填すること。
- ③勤務実態に対する過少申告が生じる原因は、会社が設定しているSEレートが高すぎることである。プロジェクト見積もりが適正な時間数で見積もりできるよう、会社が設定しているSEレートを見直すこと。
- ④時間外勤務は、実態に即した事後承認による運用を認めること。就業規則を盾にとつて事前承認が無いことを理由にして時間外勤務手当の支払いを拒まないこと。
- ⑤客先常駐プロジェクトの場合、請負契約であるにもかかわらず実態として日本IBMグループ社員が客先の出退勤時刻や働き方を強要される場合が目立つ。請負契約の場合は日本IBMグループ社員が日本IBMの勤務時間で勤務できるように

健康及び安全衛生に関する要求

今、職場では長時間過密労働やパワーハラスメントなどにより、健康破壊が進んでいます。組合は、従業員の健康増進のために以下を要求しています。

- ①会社は「適切に産業医を配置し必要な施策の実施に努めています。」と表明しているが、内科医が常駐していない「健康増進センター」が多数存在している。労働安全衛生法等の法令は最低基準を定めたもので、それを超えることを拒むものではない。
- ・「健康増進センター」での就業時間帯においては、内科医・看護師を常駐させること。また、常備薬を復活させること。さらにカウンセリングを常時利用できるようにすること。
- ・産業医・看護師が常駐する健康増進センターを幕張事業所に設置すること。



- ③定期健康診断の検査項目に、(1) 甲状腺エコー検査を無料オプションとして追加すること、(2) 血液検査に甲状腺ホルモン関連の項目を無料オプションとして追加すること。
- ④インフルエンザの無料予防接種を復活すること。